所 管 市立堺病院事務局 新病院建設室

件名	市立堺病院後利用事業者の募集について
	【経過】
	平成 21 年 9 月 「市立堺病院将来ビジョン(基本構想)」を策定
	平成22年3月 新病院の整備と現病院の後利用について公表
	平成23年3月 後利用事業者選定委員会の設置(4月26日、6月1日、6月22日
	開催)
	【現況】 (1)病院
	①所 在 地:堺市堺区南安井町1丁1番1号
	②施 設:構造・規模 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下2階・地上8階
(T) =	土 地 14,018.63 ㎡、建 物 43,038.26 ㎡
経過・現状	病床数 493 床(一般病床 480·感染症病床 13)
政策課題	診療科 19 診療科
以 水 环 堰	(2) 永代宿舍
	①所在地:堺市堺区永代町2丁39番1
	②施 設:構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上 5階 50戸
	土 地 1,206.37 ㎡、建 物 1,755.34 ㎡ (3)少林寺宿舎
	①所 在 地:堺市堺区少林寺町東4丁5番1
	②施 設:構造・規模 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上5階 40戸
	土 地 990.87 ㎡、建 物 1,875.34 ㎡
	【政策課題】
	現在地において引き続き良質な医療を提供するとともに、現有資産を有効活用する。
	新病院へ移転した後の施設について、当該施設を有効利用し、引き続き病院事業を 行う者を募集する。
	11 フロど券乗りる。 【譲渡予定時期】
	新病院(平成 26 年度竣工予定)移転後すみやかに譲渡する。
	【応募資格】
	平成23年7月1日現在、堺市内において経営実績がある病院の事業者とし、病院
	以外の事業を組み合わせる場合は、グループでの応募も可能とする。
対応方針	= 15 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
△络の珊姫	〇 病院事業を運営すること。
今後の取組(案)	・地域の医療需要に対応した総合的な診療機能を有すること。 ・新病院移転後、すみやかに現地において運営を開始すること。
(* /	・安定的、継続的(10年以上)な医療を提供すること。
	・地域の医療機関等と連携を密にすること。
	○ 病院事業を主とするが、病院以外の事業を組み合わせた提案も可能とする。
	【譲渡する物件の概要】
	O 土地 病院、二宿舎 (永代町、少林寺町) 合計面積 16,215.87 m ²
	〇 建物 病院、二宿舎 (") 延床面積 46,668.94 m²
	〇 許可病床数なし

【譲渡する物件の取扱い】

- 土地及び建物は、原則売却とするが、病院用地に限り、貸付も可能とする。 貸付期間は、20年間とし、貸付終了時点での再契約も可能とする。
- 宿舎は、原則として譲渡物件とするが、不要であれば、申し出ないことも可能 とする。
- 〇 最低売却価格は、不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、市が決定した価格とし、 募集要項に提示する。(応募者は、最低売却価格以上の額を申し出る。)
- 賃貸料は、市において不動産鑑定士により賃貸料の鑑定評価を行い、応募者からの購入申出価格と最低売却価格の比率を鑑定評価額に乗じた価格とする。

【選定方法】

事業予定者の選定は、公募型プロポーザル方式で行う。

選定委員会において、下記の評価項目と申出価格を総合評価により審査し、市がその結果に基づき決定する。

(評価項目)「譲渡先としての適性」、「診療機能」、「組織体制」、「収支計画等」、 「その他提案」、「提示価格」

【今後のスケジュール】

平成23年7月11日~7月21日 募集要項配布及びプロポーザル参加表明書受付

平成 23 年 10 月 11 日~10 月 14 日 応募書類の受付

平成23年11月上旬 審査(プレゼンテーション・採点・選定)

平成 23 年 11 月中旬審査結果通知平成 23 年 12 月上旬協定書の締結

平成27年以降(予定) 売買契約等の締結

効果の想定

- ・病院移転後における地域の医療環境の継続
- 現有資産の有効活用

関係局との政 策 連 携

財政局、健康福祉局

【市立堺病院の位置図】

